

## 生前承継(名義変更)の手続きについて

大阪北摂霊園の墓所は、墓碑等が建立されているなど祭祀を主宰されることが明白である場合に限り、現使用者に代わって生前承継していただくことができます。

手続きの方法は下記のとおりです。なお、ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

### 記

#### 1. 提出書類

- |                      |   |                   |
|----------------------|---|-------------------|
| (1) 「大阪北摂霊園 使用承継申請書」 | } | 別紙 (最終頁に記入例があります) |
| (2) 「承継関係説明函」        |   |                   |
| (3) 「誓約書」            |   |                   |
| (4) 「承継理由書」          |   |                   |

#### 2. 添付書類

- (1) 「大阪北摂霊園 使用許可証」 ※紛失の際は、同時に再交付申請(現使用者)の手続きをお願いします
- (2) 「印鑑登録証明書」及び「住民票(本籍地記載のもの)」・・・【承継者】
- (3) 「印鑑登録証明書」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【現使用者】
- ※「印鑑登録証明書」「住民票」は3ヵ月以内に取得したもの

#### 3. 手数料

1,100円 ※郵送の場合は、郵便局の定額小為替または普通為替を同封ください。

#### 4. その他手続き上の留意事項

- (1) 「使用承継申請書」「誓約書」「承継理由書」に押印される印鑑は、印鑑登録証明書の印鑑(実印)をご使用ください。
- (2) 郵送による手続きの場合は、390円分の返信用切手を同封願います。  
(特定記録郵便にて霊園使用許可証を返送します)

本件に関するお問い合わせ、申請手続きは下記へ

公益財団法人 大阪府都市整備推進センター

<大阪北摂霊園 管理事務所>

午前9時から午後4時30分まで(土・日・祝日も営業、ただし年末年始を除きます)

〒563-0216 大阪府豊能郡豊能町高山235

TEL 072-739-0291~2

<北千里オフィス>

午前9時から午後5時まで(土・日・祝日は休業)

〒565-0874 吹田市古江台4丁目119番地

ディオス北千里1番館(千里北センタービル)3階【阪急北千里駅前】

TEL 06-6871-0577

## 大阪北摂霊園使用承継申請書

年 月 日

公益財団法人大阪府都市整備推進センター 理事長 様

承継者 本籍地 \_\_\_\_\_ 都・道・府・県

〒 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

(フリガナ) \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 実印

電 話 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

自宅以外 住 所 \_\_\_\_\_  
の連絡先

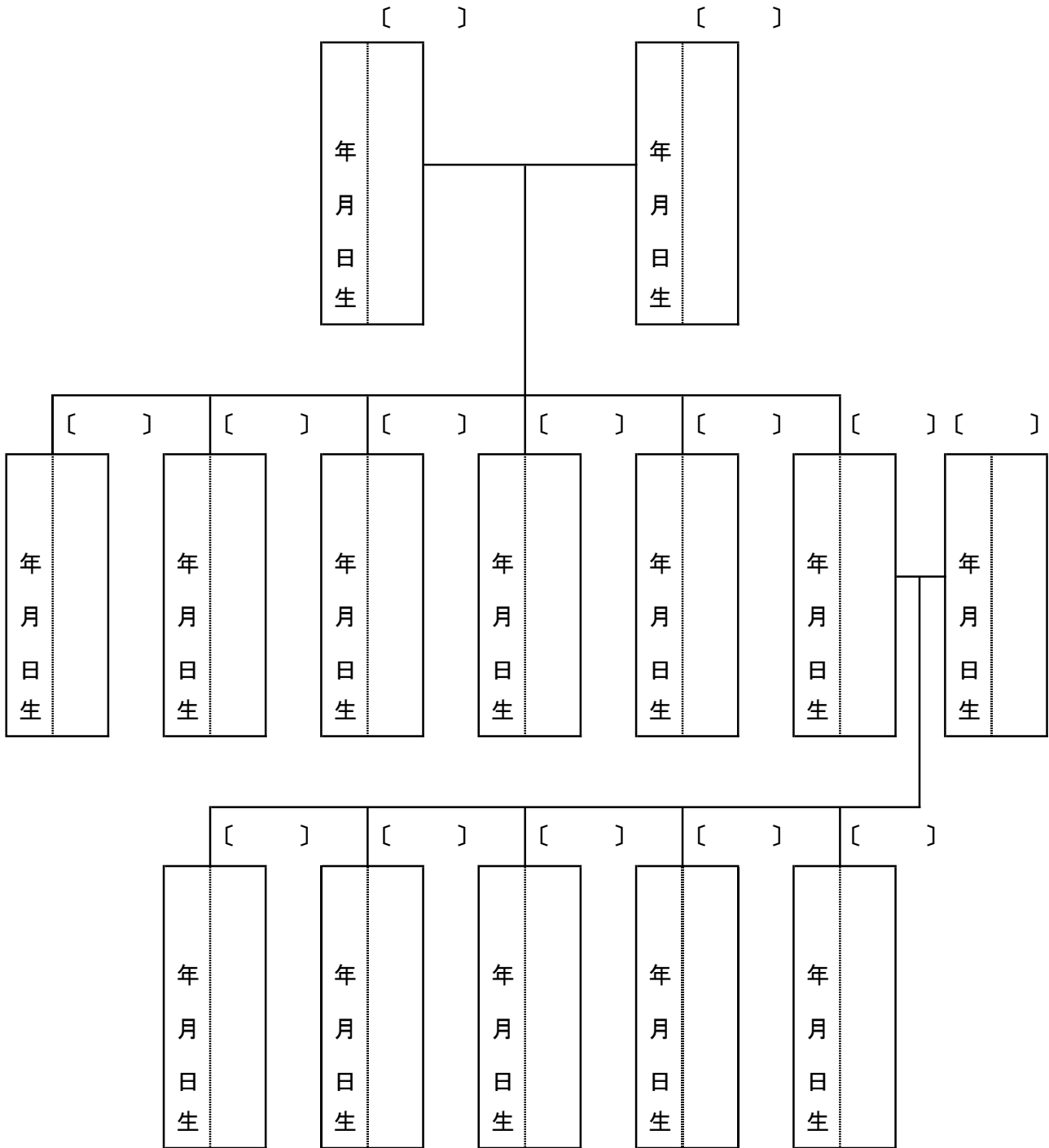
連絡先名 \_\_\_\_\_

電 話 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

次のとおり大阪北摂霊園の使用権を承継したいので申請します。

使用許可年月日	年 月 日
使用場所	一般墓域・芝生墓域・階段墓域
	区 番 列 号
	面積 _____ m <sup>2</sup>
現使用者	
承継理由	

# 承継関係説明図



(注) 枠には、お名前・生年月日を記入してください。

[ ]内は、家族の続柄を記入してください。

現使用者……青枠で囲む。

承継者(新使用者)……赤枠で囲む。

年 月 日

公益財団法人大阪府都市整備推進センター 理事長 様

## 承 継 理 由 書

(現使用者)

住所〒 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 実印

(新使用者)

住所〒 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 実印

現使用者との続柄 \_\_\_\_\_

住所以外の連絡先 名称 \_\_\_\_\_

連絡先住所 \_\_\_\_\_

連絡先電話 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

このたび下記理由により承継をしたいので、使用承継申請書を受理いただきますようお願いいたします。

記

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

年 月 日

公益財団法人大阪府都市整備推進センター 理事長 様

## 誓 約 書

今般、名義の墓地をに  
名義変更することについて、変更許可後は、一切異議の申し立ては行いません。

なお、万一他の親族からこの名義変更許可について異議の申し立てがあった場合は、当方において一切責任をもって処理し、貴財団に対して絶対にご迷惑をおかけしないとともに、紛争の結果、貴財団において必要と認められる場合は、変更許可または、霊園使用許可の取り消しを受けましてもなんら異存はありません。

【 現使用者 】 ..... ㊟ (実印)

【 承 継 者 】 ..... ㊟ (実印)